

第 11 編 給水装置の検査

第1章 総則

第1節 総則

1.1.1 工事の完成

(一般事項)

- (1) 指定工事事業者は、管理者が承認した給水装置を期限までに完成させなければならない。
- (2) 承認された給水装置工事にあつて、変更が生じた場合は、速やかに「給水装置工事設計変更届」(様式第8号(施行規程))を管理者に届け出て、承認を得なければならない。

1.1.2 瑕疵責任

(一般事項)

- (1) 指定工事事業者は、給水装置工事完成後、当該給水装置の所有者から当該工事の契約に基づき瑕疵に係る修繕の請求があつたときは、誠意をもってこれに応じること。
- (2) 給水装置工事(貯水槽水道の工事を含む。)は、それぞれ施工方法が異なる受注工事であり、当該装置の大部分は、地中又は壁中に埋設されるため、引き渡しの時点で申込者又は請負建築業者等が、すべての装置について瑕疵のないことを確認することは非常に困難な性質を有している。

このため、指定工事事業者は、給水装置工事が完了し、申込者又は請負建築業者等に当該装置を引き渡した後において、自己の原因による瑕疵又はその瑕疵による損害が発生したときは、その責任をとること、また、平素から迅速な対応を行うため、当該装置の引き渡し時には、所有者又は使用者が、緊急時等に速やかに連絡を取ることができる措置を講じるなど、万全な体制を設けるよう心がけなければならない。

1.1.3 引渡し

(一般事項)

- (1) 指定工事事業者は、完成した給水装置を注文者又は申込者に引き渡すことにより、請負人として義務(債務)を履行することとなる。

なお、ここでいう「完成した給水装置」(以下「完成装置」という。)とは、注文者から提示された施行条件を備え、かつ管理者から給水を受けることができる装置をいう。
- (2) 完成装置の引渡しは、原則として**管理者が行う完成検査**(以下「検査」という。)に合格した後とすること。
- (3) 指定工事事業者は、完成装置を引き渡すにあたり、注文者又は申込者の立会いを求め、当該工事が請負契約の締結時に示された施行条件(仕様書)に基づいて行われたものであることの確認を受けること。この場合、設計変更を行った箇所等、当初の計画を変更した事項を説明し、注文者の確認を得ること。
- (4) 完成装置の引渡しに際し、指定工事事業者が注文者又は申込者に行うべき事項は次のとおりである。

- ① 給水装置の完成図（管理者に提出したもの）を交付する
- ② 給水装置の使用方法その他維持管理に必要と思われる次の事項を説明し、又は指導する
 - ア) メーター，止水栓等の位置を明確にしておき，その上に物など置かないよう指導する
 - イ) 蛇口コマパッキンの取替えなどの簡易な修繕は，使用者にもできることなので，その修繕の方法を指導する
 - ウ) 漏水の発見方法，漏水の早期予防を指導するとともに，漏水が発生した場合には，ただちに止水栓で止水し，指定工事事業者又は管理者に通報し，適切な措置を講ずるよう指導する
 - エ) 蛇口にゴムホースなどをつけて使用する場合は，使用后必ず取り外しておくよう指導する
 - オ) 湯沸器等の特殊器具の正しい使い方を指導する
 - カ) 受水槽，高置水槽の清掃等，管理を適切に行うよう指導する
- ③ 検査時に注文者又は申込者が立ち会うことができない場合，指定工事事業者は，使用開始の手続き方法及び水道料金の口座振替について注文者又は申込者に説明する
- ④ 給水装置の管理区分等の内容について説明する
- ⑤ 工事の保証期間について説明する

なお，請負工事の保証期間は，**民法**（明治 29 年法律第 89 号 637 条）の規定により 1 年とすることが一般的である。

第2章 検査の手続

第 1 節 工事の完成及び検査の申込み

2.1.1 検査の申込み

(完成届兼検査願の提出)

- (1) 指定工事事業者は、給水装置工事が完了したときは、直ちに「給水装置工事完成届兼検査願」(様式第 9 号(施行規程))を提出し、検査を受けなければならない。
- (2) 原則として検査を受ける日の 3 日前(検査当日を含む。)までに、当該検査に必要な書類等を管理者に提出すること。

2.1.2 提出書類

(一般事項)

指定工事事業者は、検査を受けるにあたって、給水装置工事完成届兼検査願に次に掲げる書類等を添付し、管理者に提出しなければならない。

- ① 使用材料及び付近見取図(様式第 2 号(施行規程))
- ② 給水装置完成配管平面図(様式第 3 号又は様式第 3 号の 2(施行規程))
- ③ 給水装置完成配管立面図(様式第 4 号又は様式第 4 号の 2(施行規程))
- ④ 工事写真

(給水装置完成配管立面図の省略)

申込み時において、給水装置設計配管立面図を省略した場合にあっては、給水装置完成配管立面図を省略することができる。

(用紙の指定)

提出する書類の用紙については、中性紙とする。

(提出部数)

提出部数は、1 部とする。

2.1.3 工事写真帳

(様式等)

- (1) 工事写真帳の様式等については、「給水装置工事記録写真撮影基準」によるものとする。
- (2) 工事写真帳の表紙には、指定工事事業者名を記載し、会社印を押印すること。

2.1.4 完成検査実施日

(検査日時)

- (1) 給水装置を含めた建物等の引渡日より前に検査を受けること。
- (2) 管理者による検査は、営業日(ただし、月曜日から金曜日のうち、祝日及び管理者が指定する休検日を除く。)のみとする。ただし、やむを得ない特別な事情があると管理者が認めるときは、この限りでない。
- (3) 島しょ部における検査にあっては、旅客船の航路時間に拘束されるため、別途協議のうえ決定するものとする。

2.1.5 工事完成
検査手数料

(工事完成検査手数料)

- (1) 指定工事事業者は、「給水装置工事完成届兼検査願」(様式第9号(施行規程))を提出する際に、**工事完成検査手数料**(以下「**検査手数料**」という。)を納付しなければならない。
- (2) 検査手数料は、条例第28条第1項の規定に基づき、分岐口径により定められた検査手数料を納付しなければならない。

表 11.2.1 工事完成検査手数料

| 分岐口径(1件につき)(mm) | 金額 |
|-----------------|--------|
| φ25以下 | 2,000円 |
| φ40・φ50 | 5,000円 |
| φ75以上 | 9,000円 |

- (3) 検査手数料は、1給水装置工事申込みに対して1検査手数料とする。
- (4) 検査手数料が未納の場合は、検査を受けることができない。
- (5) 管理者が再検査を要すると判断したときは、必要に応じて再検査に要する検査手数料を請求することができる。

2.1.6 工事完成
検査手数料の免除

(適用要件)

検査手数料の免除にあつては、「第3編給水装置工事等申込み第2章手続第8節設計審査」によるものとする。

なお、この場合にあつては、本文中の「審査手数料」を「検査手数料」に読み替えるものとする。

第3章 完成検査の実施

第1節 指定工事事業者が行う検査

3.1.1 自主検査

(一般事項)

主任技術者は、給水装置工事に関する技術上の管理、給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督、給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合していることの確認を行うことを責務としており、給水装置工事が適正に施工されるための検査・確認及び適正に施工されたことの検査・確認をしなければならない。

また、管理者に提出する書類等について、施工された給水装置工事の内容が正確に記載されていること及び必要な提出書類・保存書類等の検査及び確認をしなければならない。

(書類検査)

給水装置の大部分が埋設部や不可視部となり、管理者は、検査時に実際の施工状況の確認ができないため、提出された図面や写真等による書類検査となる。このことから、主任技術者は、使用された材料、施工内容等について給水装置工事に従事した者からも確認し、提出する書類等と実際の施工の内容が相違ないことについて、責任をもって検査及び確認をしなければならない。

(現地検査)

主任技術者は、当該給水装置工事完了後、次に掲げる事項について自主検査を行い、工事の適否を確認すること。

- ① 管の延長
- ② 管の埋設深度
- ③ 管の接合方法
- ④ 分岐、屈曲、径落し方法
- ⑤ 逆流防止器等の設置状況、吐水口空間の確保及び用具の取付方法
- ⑥ 弁栓類及びメーター並びにメーターボックス、止水栓筐等の設置状況
- ⑦ クロスコネクションの可否
- ⑧ 給水管防護方法

(給水装置の構造及び材質の検査)

給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合していることの確認はもとより、管理者の指定する分岐部からメーターまでの工法、工期その他工事上の条件に適合するための検査及び確認をすること。

3.1.2 水圧試験

(試験水圧までの加圧)

指定工事事業者は、所定試験水圧加圧前に試験位置における常圧を確認した後、ゆっくりと試験水圧まで加圧すること。

なお、メーター以降の配管に、ポリエチレン二層管、架橋ポリエチレン管又はポリブデン管を使用している場合は、その管の持つ特性から常圧時における漏水及び変形、破壊その他の異常がないことを確認した後、試験水圧まで加圧

すること。

(試験用水)

水圧試験に使用する水は、管理者が供給する水道水以外を使用してはならない。

(直結直圧方式)

- (1) 第1止水栓又はメーターから末端給水用具までをテストポンプにより水圧検査を行い、漏水及び変形、破壊その他の異常がないことを確認すること。
- (2) 水圧試験は、テストポンプにより 1.75MPa に加圧し、1分間以上保持させ、水圧の低下の有無を確認すること。なお、配管等の条件から水圧試験ができない場合は、管理者と協議すること。

(直結増圧方式)

- (1) 増圧ポンプが設置されている場合は、製造業者の工場において既に必要な水圧試験を実施済である。増圧ポンプには、試験圧力がかかると損傷するおそれのある機器（圧力検出装置等）が取り付けられているため、増圧ポンプを取り付けた状態での水圧試験は行わないこと。
- (2) 増圧ポンプ以降の給水装置にあっては、増圧ポンプ設置前の配管工事の一部又は全部が完了したときに水圧試験を行うこととし、その試験水圧については、増圧ポンプ吐出圧の2倍又は 1.75MPa のうち大きい数値とし、1分間以上保持させること。
- (3) 第1止水栓から増圧ポンプまでの給水装置の水圧試験は、テストポンプにより 1.75MPa に加圧し、1分間以上保持させ、水圧の低下の有無を確認すること。

(受水槽方式)

貯水槽自体に水圧試験を実施することは困難である。したがって、貯水槽にあっては、第1止水栓から貯水槽流入口に設けた止水栓又は仕切弁若しくはボールタップまでを試験対象とする。また、貯水槽以降の給水設備についても、政令第6条の規定を満足するためにも、原則として水圧試験を行うものとする。

なお、この場合における水圧試験は、テストポンプにより 1.75MPa に加圧し、1分間以上保持させること。

(特殊器具)

- (1) 給水装置に特殊器具（活水器、減圧装置等）が設置されているときは、水圧試験による負荷に耐えうるものか否かを製造業者に確認した後、実施すること。
- (2) 特殊器具が試験水圧（1.75MPa）に耐えうることができないと判明した場合は、当該器具を取り外した状態で試験を行うこと。

(メーターバイパスユニット)

メーターバイパスユニットを設置している場合は、この部分の配管の試験水圧は 0.75MPa とすること。

3.1.3 残留塩素 の測定

(遊離残留塩素の測定)

管理者の管理する配水管からの給水（分岐）であることを確実に確認する（クロスコネクション防止）ために、原則として吐水状況及び残留塩素測定等による水質の確認を行うこと。

なお、この場合は、当該給水装置の給水栓から採水し、目視による観察のほか、遊離残留塩素測定を行い、0.1 mg/ℓ以上であるかの確認を行うこと。

表 11.3.1 水質の確認項目

| 項 目 | 判 定 基 準 |
|--------|-------------|
| 遊離残留塩素 | 0.1 mg/ℓ以上 |
| 臭 気 | 観察により異常ないこと |
| 味 | 〃 |
| 色 | 〃 |
| 濁 り | 〃 |

第2節 管理者が行う検査

3.2.1 検査の意義

(総則)

給水装置の構造及び基準は、政令第6条に基準が定められており、この基準に適合しない場合には、法第16条の規定により、水道事業者は給水の拒否又は停止をすることとなる。

また、当該給水装置が政令に定める構造及び材質の基準に適合していることの確認や、工事に関する技術上の管理等の職務を誠実にを行う義務は、主任技術者にあると法第25条の4に定められている。

したがって、管理者が行う完成検査は、管理者の施設の適正管理や水質の安全確保に関する責任を果たすことを主目的として、必要な範囲に限って検査を行うことを定めている。

3.2.2 主任技術者の立会い

(一般事項)

- (1) 管理者は、検査の受検対象である給水装置工事に関し、指名された主任技術者又は当該工事を施工した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。
- (2) 管理者から検査の立会いを求められた主任技術者は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
- (3) 前2項については、給水装置工事を下請負工事で施工した場合であっても同様とする。

3.2.3 検査員の指名

(一般事項)

検査員は管理者が指名するものとし、指定工事事業者又は申込者が検査員を指名することはできない。

3.2.4 検査事項

(一般事項)

管理者が行う検査は、原則として書類検査及び現地検査とする。

(書類検査)

- (1) 検査員は、管理者が承認した給水装置工事（変更承認も含む。）が適正に施行されているかの検査を行う。なお、その内容については、設計審査と同じとする。
- (2) 検査員は、指定工事事業者から提出された完成図書の内容及び給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合していることが主任技術者により確認が行われていること等の検査を行い、完成した給水装置の適否を判断する。

(現地検査)

- (1) 検査員は、完成図書を基に、当該給水装置が政令第6条の基準及び本基準等に適合していることを検査する。

なお、適合していないと判断される場合は、修補後に管理者の再検査を受けるものとする。

(2) 検査員が行う現地検査は、「給水装置完成検査調書」（参考様式）に基づき、該当項目について検査を行う。

(3) 水圧検査及び水質の確認については、「第1節指定工事事業者が行う検査」によるものとする。

3.2.5 現地検査 の省略

(一般事項)

撤去工事等（分岐止工事を含む。）の場合であって、適正な施工を証明する写真等を提出し、管理者が給水環境に影響がないと認めるときは、現地検査を省略し、写真による検査（机上検査）とすることができる。

3.2.6 検査結果 の通知

(一般事項)

(1) 管理者は、当該給水装置の検査結果を「給水装置検査結果通知書（兼修補指示書）」（様式第2号（施工基準）、以下「結果通知書」という。）にて、指定工事事業者に対し通知する。

(2) 結果通知書の交付は1枚とし、指定工事事業者が紛失又は汚損した場合であっても、再交付は行わないものとする。

(3) 指定工事事業者は、管理者に対し、結果通知書の他に給水装置完成検査調書の交付（写しに限る。）を求めることができる。

(4) 検査の結果、不合格とされた場合は、修補等を行ったものに対し再検査を行うものとする。

なお、不合格ということは、指定工事事業者として技術上の信頼を欠くことになるとともに、違反行為があったときは、給水条例及び規程に基づいた指定の取消や指定の停止といった措置が行われることとなる。

3.2.7 修補

(一般事項)

(1) 指定工事事業者は、検査において管理者から修補の指示があったときは、指定された期間内にこれを行うこと。

(2) 修補期間は、原則として結果通知書に記載された期限までに行うものとする。

(3) 修補が完了したときは、すみやかに「修補完了届」（様式第3号（施工基準））を管理者に届け出た後、再検査を受けなければならない。

なお、この場合における手続きは、「第2章検査の手続第1節工事の完成及び検査の申込み」によるものとする。

(4) 修補完了届には、修補前と修補後が対比できるよう写真を添付し提出すること。

(5) 前項に定める写真が、不鮮明又は写真では判断することができないときは、現地検査を実施するものとする。

なお、この場合において、修補箇所が埋設部であるときは、これを掘り

返す等により，検査員が目視で確認することができる状態にしておくこと。

第3節 水圧試験の特例

3.3.1 検査時における水圧試験の省略

(適用)

特段の事情により、検査時に水圧試験を実施することが困難な場合であって、かつ指定工事事業者が行う水圧検査に合格し、それが写真で確認することができる工事についてのみ適用する。

(適用の範囲)

次に掲げる工事において、管理者が認めるときは検査時の水圧試験を省略することができる。

- ① 直結直圧方式による給水を受けている建物であって、配管の一部を修理又は改造する工事
- ② 貯水槽又はポンプのみを撤去し、直結直圧方式への切替工事
- ③ 自家用給水設備を利用しての直結直圧方式等への切替工事
ただし、この場合にあっては「第7編中高層建物直結給水施工基準第4章直結直圧方式への切替第1節既存建物の直結給水への切替」に規定する水圧試験に合格したものに限る。
- ④ その他管理者が認める工事

(管理者への連絡等)

- (1) 指定工事事業者は、前項の規定により水圧試験を省略せざるを得ないときは、管理者へ連絡し承諾を得なければならない。
- (2) 管理者は、指定工事事業者に対して、必要に応じて図面等の提出を求めることができる。

3.3.2 指定工事事業者が行う水圧試験

(試験範囲)

配水管等から試験用水を確保する場合の指定工事事業者が行う水圧試験の範囲は、図 11.3.1 を参考とする。

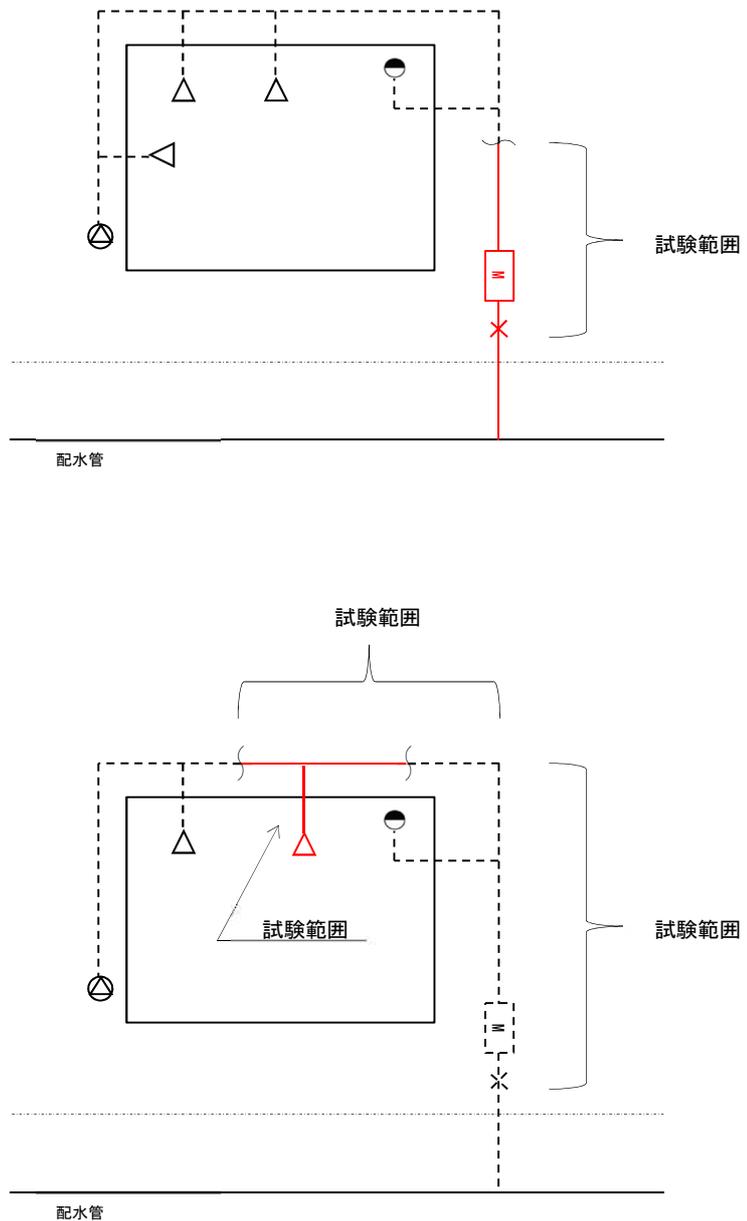


図 11.3.1 水圧試験の範囲（参考）

3.3.3 試験方法

（一般事項）

既存給水装置の一部を改造する場合、指定工事事業者が負うべき責任範囲は、当該部分のみとなり、これに対して水圧試験を実施し、合格すればよい。しかしながら、新設工事のように一般的に実施される水圧試験の方法では、既存管にまで所定の水圧がかかり、破損につながりかねないという懸念も生じる。

これを回避する場合には、「試験用止水栓設置方法」と「既存管接続前方法」が考えられ、どちらか一方の方法で水圧試験を行うものとする。

(試験用止水栓設置方法)

既存管への過大な負荷を防ぐため、既存管との接続部に試験用止水栓を設け、第1止水栓又はメーターから設置した試験用止水栓までの区間に対し、水圧試験を実施するものとする。

なお、この場合において水圧計は、メーター部分に設置される形となる。

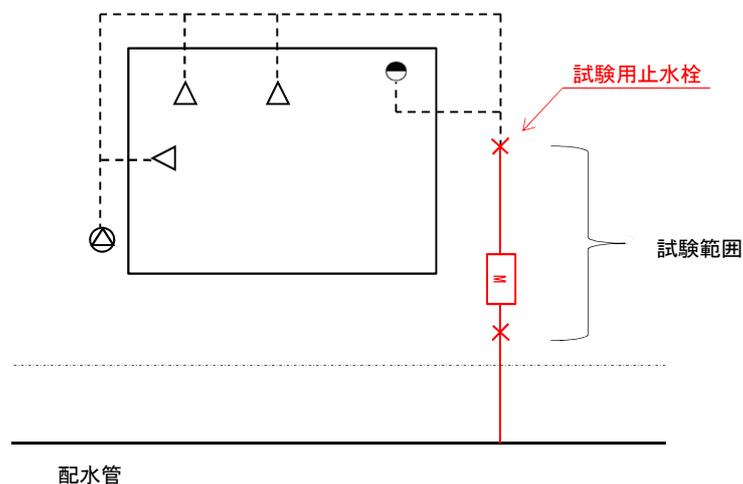


図 11.3.2 試験用止水栓設置方法 (参考)

(既存管接続前方法)

この方法は、既存管との接続前に布設又は布設替をした配管を数十センチメートルほど長く露出配管し、末端を栓止めとした上で水圧試験を実施する。

水圧試験合格後、末端部分を切断し、既存管と接続する。この場合において、既存管との接続前であり、水圧試験を行う管が一部露出となるおそれもあることから、管のズレや抜け等に細心の注意を払う必要がある。

なお、この方法は、今後不用となる止水栓（漏水の原因にもつながる。）を設置しないという利点がある。

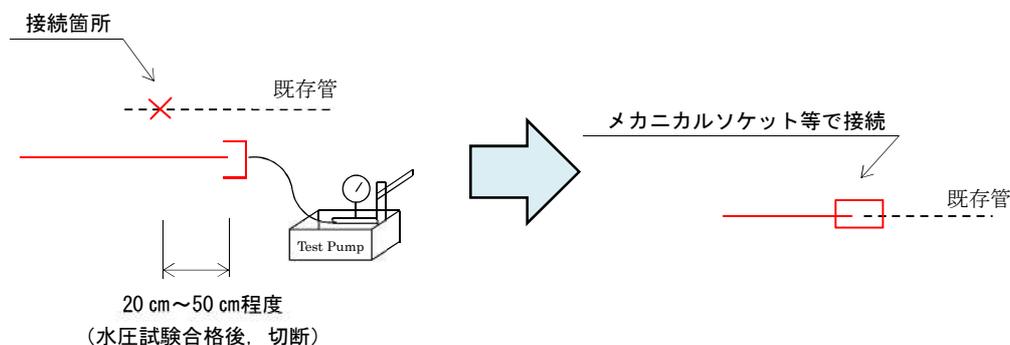


図 11.3.3 既存管接続前方法 (参考)

第4節 工事写真による検査

3.4.1 工事写真 の提出

(提出すべき写真)

給水装置工事の完成にあたり、指定工事事業者は、「給水装置工事記録写真撮影基準」により写真管理を行い、管理者に提出すること。